



これ何かわかる？あけびだよ！

吉野幼稚園の園児22名があけびを採りに出かけました。さつまいものような大きいあけびが木からぶらさがっていて、ビックリしちゃいました！

CONTENTS

- 写真コンテスト入賞者決定 …… 2
- まちかどショット …… 4
- くらしの情報 …… 7
- 戸籍の窓 …… 14

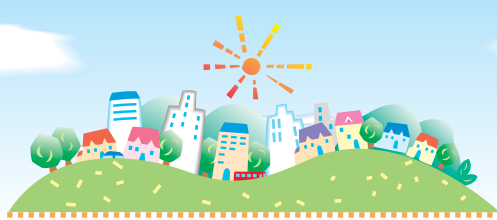
11月号

No.10

平成18年11月2日発行

清流と歴史を慈しみ、文化を育む愛情のまち
平成18年11月2日発行 永平寺町企画財政課
〒910-1192 福井県吉田郡永平寺町松岡春日1-4

TEL 0776(61)1111 FAX 0776(61)2434
URL <http://www.town.eiheiji.jp>
E-mail kikaku@town.eiheiji.jp



9月分まで(届出順・敬称略)

戸籍の窓



にしむら ひろきくん



すずき かれんちゃん



しまだ さきちゃん

赤ちゃん



名前	性別	保護者	住所
島田 紗希	女	通正・あゆみ	清水
鈴木 櫻恋	女	清之・美穂	松岡越坂1
南部 胡珀	女	慎吾・有季	松岡芝原1
源野 羽飛	男	一彦・久亨	松岡薬師3
西村 宏樹	男	升宏・千尋	飯島
明石 拓也	男	和男・雪絵	牧福島
東 妃咲	女	誠・やまひ	松岡松ヶ原1
原田あいる	女	寛幸・ゆかり	松岡平成
楠 遥登	男	圭介・舞	東古市
小畑 季良	女	克紀・有希	松岡葵1
竹澤 陽	男	夏樹・扶彦	松岡葵3
吉村 唯花	女	誠二・マリア	松岡志比堺
天谷 百恵	女	英明・幸代	松岡観音3
新住所	名前	旧住所	
山王	浅野 昌典	山王	
谷口	吳 威	中国	
松岡学園	小林 康弘	谷口	
	黒田 美子	勝山市	
	高橋 伸広	松岡学園	
	上野 沙織	坂井市	

ウエディング



おくやみ



平成18年度 社会参加活動・世代間交流 実践事業
(財)福井県老人クラブ連合会の事業の一環として、上志比地区市右工門島区老人クラブがモデル地区として、同区集落センター内の広場に町章をモチーフとした花壇を作りました。



このコーナーに掲載したくないかたは、届け出た際その旨をお伝えください。

佐々木壽亮 80 谷口 山田 正 94 清水

まちの人口 (推計)

10月1日現在 (前月比)

合計	20,659人	(+ 9)
男	9,995人	(△10)
女	10,664人	(+19)
世帯数	6,904世帯	(+19)

編集後記

仕事を終え、帰宅すると娘が熱を出していました。娘が病気になる、「病院に連れて行くべきか?」「食欲はあるのか?」など、私の頭はフル回転!一方、「明日、仕事に行けるかな?」と心配になります。幸い私には預けられる親がいて、助けられています。感謝、感謝です。また、町でも病児・病後児保育という制度があり、病児治療中または、病後回復期の子を指定する施設に預けることができます。このような制度もおおいに利用し、子育てと仕事を両立していきたいですね。

永平寺周辺の中世遺跡出土品展

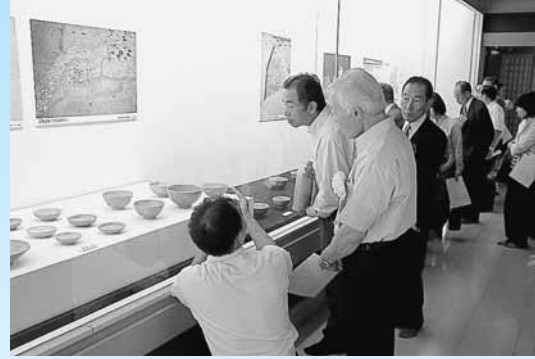
新しい永平寺町が誕生したことを記念して、特別展が、永平寺緑の村四季の森文化館で開催されています。この特別展では、永平寺町内や、その周辺から見つかった、貴重な発掘成果を展示しています。

～時空を超えて本物と出会う～

永正3年（1506）今から500年前、加賀の一向一揆が大軍で越前に侵入した「永正の一大一揆」と呼ばれる大事件が九頭竜川を挟んで勃発しました。

これらと関連の深い遺跡が発掘されており、遺跡から出土する遺物が年々増えています。町内には室町時代から戦国時代の遺跡である諏訪周興行寺遺跡、大月前山遺跡、栗住波谷口遺跡、藤巻多珍坊遺跡などがあり、越前の歴史上非常に重要な遺跡といえます。

この特別展では、この時代に廃墟または、焼失した寺院跡から出現したものを展示しております。



・諏訪周興行寺遺跡

永平寺町諏訪周で見つかった、浄土真宗本願寺派の寺院跡です。



ルソン壺

東南アジア産の焼き物です。豊臣秀吉の時代、茶道家の中で愛好され、この壺を買うには壺に入るだけの金（きん）が必要だったといわれています。…もっとも、この壺は原産地ではただの水がめで、そんなに価値の高いものではなかったのですが。とにかく、当時の興行寺が、相当な財力を持っていたことを示す品です。



輸入陶磁器

（青磁・白磁・染付）

中国製の高級品です。他にも茶道具などの高級品が多数展示しております。

・白山信仰寺院の盛衰－大月前山遺跡－

大月前山遺跡は、白山信仰の寺院跡と思われます。遺跡全域から炭が出たり、強い火を受けた遺物が出土するなど、火事で焼失してしまったようです。

ここからは、当時の貴重品や武器など、お寺らしくない品物が多数出土しています。その中の一部を紹介します。



白磁製掛花生

（はくじせいかけはないけ）

壁や柱にかけられる一輪挿し花瓶です。口の部分が見つかりました。



香炉・蓋（こうろ・ふた）

鳥の形をしたお香を焚く道具です。蓋の部分だけが出土しました。



足金物（あしかなもの）

太刀に取り付ける金具（刀装具）の一つで、鞘（さや）に取り付けます。

永平寺周辺の中世遺跡出土品展

開催日 11月19日（日）まで（月曜日休館）
会場 永平寺緑の村四季の森文化館
開館時間 午前10時～午後6時
（入場は午後5時30分まで）
観覧料 一般 300円 小中学生 150円
お問い合わせ 永平寺緑の村四季の森文化館
☎63-2111

最優秀賞



「願いを込めて」 坂井 佳代子（福井市）

最優秀賞と聞いて大変驚きました。写真を趣味としている夫とともに出かけているうちに、3年前から私も写真を撮るようになりました。この写真は「えいへいじ大燈籠ながし」で燈籠が流れる様子に感動し、シャッターを切りました。人の動きを燈籠の流れのように表現したいと思い、ストロボを使わずに撮りました。

優秀賞



「夢想」 山下 秋信（京善）

佳作



「紅葉の永平寺法堂」 山田清信（福井市）



「九頭竜川夕景」 川縁 功（福井市）



「雪の中州（五松橋堤防より）」 赤松康子（松岡神明1）



「朝の涼感」

相木 普雄（坂井市）

特別賞

「ばあさんの梅干」 朝井 謙二（中島）
「雪みたいでした」 中村 継夫（諏訪周）

町内で「魅力」と感じたものをテーマに写真コンテストが実施されました。審査の結果、82作品のうち、次の8作品が選ばれましたので、紹介いたします。（敬称略）

「わがまち魅力発見」写真コンテスト

保健通信

高齢者のかたへの

インフルエンザ予防接種 公費一部負担制度受付中!

高齢者のかたを対象に一部公費負担にてインフルエンザ予防接種の受付を行っています。

申込み期間：10月16日（月）～11月30日（木）
申込み場所：各保健センター
申込み時間：午前9時～午後5時（月～金曜日）
接種期間：10月16日（月）～12月16日（土）
接種医療機関：伊藤医院、岩井病院松岡診療所、佐藤医院、嶋田医院、多田医院

予防接種のご案内

★BCG（結核）個別予防接種

対象者：平成18年7月1日～平成18年7月31日生まれの子および、前期間未接種の子
接種期間：11月6日（月）～11月11日（土）
次の接種期間は12月になります

★麻しん風しん個別予防接種1期

対象者：平成17年10月1日～平成17年10月31日生まれの子および、2歳未満で「麻しん」「風しん」のどちらか未接種の子
接種期間：11月20日（月）～11月25日（土）
次の接種期間は12月になります

※「麻しん」または、「風しん」のどちらかを接種済みまたは、かかった子は必ず保健師までご連絡ください

★三種混合（ジフテリア・百日せき・破傷風）個別予防接種

対象者：平成18年6月1日～平成18年6月30日生まれの子および、月齢90未満で未接種の子
接種期間：11月13日（月）～11月18日（土）
次の接種期間は12月になります

★ポリオ（急性灰白髄炎）集団予防接種

対象者：平成17年7月1日～平成18年6月30日生まれの子および、前期間未接種の子
接種場所と日付：
・松岡保健センター 11月7日（火）11月17日（金）11月29日（予備日）（水）
・永平寺保健センター 11月15日（水）
・上志比保健センター 11月16日（木）
次の接種期間は3月になります

※個別予防接種の接種場所は、町内指定医療機関です
※対象者には町から問診票を送付しています
※町から配布されております「予防接種と子どもの健康」、あるいは「予防接種手帳」を必ずお読みください
※予診票は裏面までよく読み、問診内容は自宅ですべて記入してください

お問い合わせ

松岡保健センター ☎61-0111
永平寺保健センター ☎63-2868
上志比保健センター ☎64-3000

対象者：予防接種日に65歳以上となるかた60歳以上65歳未満で一定の障害（心臓、腎臓、呼吸器の重い障害）があるかた（詳しいことは各保健センター保健師にお尋ねください）

接種料金：個人負担金1,500円
申込み方法：個人負担金を添えて各保健センター受付窓口までお申込みください
☆確認事項がありますので、接種者ご本人が申込みにお越しくください（体がご不自由など、特別な事情がない限り）
☆老人健康手帳をお持ちのかたは、必ずご持参ください

幼児の歯科フッ素塗布

歯質強化および、虫歯予防を目的としたフッ素塗布事業を行います。

対象：平成12年4月2日～平成14年4月1日生まれの希望者
場所：各保健センター
☆対象のお子さんのいるご家庭に指定した日時と場所をハガキでご案内いたします

11月・12月の乳幼児健診と相談

〈1歳6ヶ月健診〉

対象：平成17年2月、3月、4月生まれ
日時：11月10日（金）永平寺保健センター
11月13日（月）松岡保健センター
12月6日（水）上志比保健センター

〈3歳児健診〉

対象：平成15年8月、9月、10月生まれ
日時：11月8日（水）永平寺保健センター
11月14日（火）松岡保健センター
12月6日（水）上志比保健センター

〈育児相談〉（3ヶ月～4ヶ月児対象）

対象：平成18年7月、8月生まれ
日時：12月1日（金）松岡保健センター
受付時間：午前9時30分～9時50分
※対象者には受診票を送付しています

すくすく教室を開催します!

対象者：乳児～未就園児
日時：12月4日（月） 午前10時～午前11時30分
場所：永平寺保健センター
内容：「こどもの救急処置について」
講師：永平寺町消防本部・救急救命士



上志比グラウンド

みんなで力を合わせて!!

9月24日、第1回松岡地区体育祭、第1回上志比地区体育祭、10月1日第1回永平寺体育祭が盛大に行われました。子どもからお年寄りまで参加できるよう工夫されていて、大変盛り上がりしました。



おいしい鮎はいかが?

10月7・8・14・15日、松岡河川公園で「鮎茶屋」が開かれ、約450名が訪れました。このイベントは、永平寺町観光物産協会によるもので、九頭竜川で捕れた天然鮎を塩焼きや、唐揚げに調理して特価で販売しました。



消防庁舎大会議室

交通事故のない社会を...

10月5・6日、全職員を対象とした交通安全研修が開催されました。職員代表による「交通安全の誓い」で、交通事故のない明るい社会づくりに取り組むことを宣言しました。続いて、永平寺警察署の加藤交通課長による講演が行われました。交通安全への意識が高まり、また、公務員としての自覚を改めて持つ研修となりました。



緊張しました!

10月19日、福井県立大学で志比南小学校の5年生20名による発表会が行われました。総合的な学習時間を利用し、曹洞宗大本山永平寺や、松岡古墳群を調査した結果を6グループに分かれて発表しました。児童たちは、3月からテーマなどを決め、取り組んできました。



越の国伝説

10月15日、松岡古墳公園にて「まつおか越の国伝説」が開催されました。古代ウォーキングや石棺運び、越の国コンサートなどが行われました。古代の衣装を身につけ、石棺運びに参加した山本春希さんは「初めての参加で、大変だった。」と話していました。また、会場では弓矢や、火おこしなどの体験コーナーが設けられていて、大勢の人が挑戦していました。

図書館だより



新着図書のご案内

【町立図書館】

【一般図書】

- 「鏡の法則」 野口 嘉則
- 「縦並の社会」 毎日新聞社
- 「子育てハッピーアドバイザー3」 明橋 大二
- 「はじめて巻いて。毎日使えるシヨール&ストール」
- 「わがボス中内功との1万日」 大友 達也
- 「私の老年前夜」 長塚 京三
- 「八月の路上に捨てる」 伊藤 たかみ
- 「樹霊」 永井 するみ
- 「アンフェアな月」 秦 建日子
- 「名もなき毒」 宮部 みゆき
- 「青春の雲海」 森村 誠一

【児童図書】

- 「あなたがたごさ」 ましま せつこ
- 「ツキノワグマ」 宮崎 学
- 「おんちゃんは車イス司書」 河原 正実



【永平寺館】

【一般図書】

- 「芝桜(上・下)」 有吉 佐和子
- 「雲を斬る」 池永 陽
- 「決断力」 羽生 善治
- 「IPネットワークのしくみ」 井上 伸雄
- 「夜のピクニック」 恩田 陸
- 「ちいさなこへ」 山本 周五郎

【児童図書】

- 「ちいさいみさこちゃん」 なかがわ りえこ
- 「ぼくはマサイー ライオンの大地で育つ」 ジョセフ・レマンライ・レクトン
- 「どぶ」 谷川 俊太郎
- 「アンジェロ」 デビッド・マコーレイ
- 「少年八犬伝」 小野 裕康

図書館からのお知らせ

- ◎利用者カードの変更手続きをしましょう
3館共通の新しいカードになります。旧カードをお持ちの上、窓口までお越しください。
- ◎オリジナル表紙絵展開催中！
(町立図書館2階)
松岡地区の小学生が描いたオリジナルの表紙絵を11月9日まで展示しています。読んだ本のイメージはどんなだったかな？
- ◎インターネット予約の方法が変わります
利用者カードのほかに、パスワードが必要になりました。窓口で登録手続きをしてください。
- ◎上志比館の開館について
11月11日(土)から開館します。

お問い合わせ

町立図書館(旧松岡図書館) ☎61-7111
町立図書館永平寺館 ☎63-2111
町立図書館上志比館 ☎64-3170

開館時間 10時~18時

※町立図書館のみ火・木曜日は10時~20時

くらしの情報

平成19年度 放課後児童クラブ入会のご案内

対象児童

町内の小学校に在籍し、校区内に祖父母などがいない、昼間留守家庭の1年生から3年生までの児童。

活動場所

- ・松岡児童クラブ(松岡児童館内)
- ・御陵児童クラブ(御陵地区コミュニティセンター内)
- ・吉野児童クラブ(よしの園内)
- ・志比児童クラブ(志比児童館内)
- ・志比南児童クラブ(永平寺高齢者創作館内)
- ・上志比児童クラブ(上志比児童館内)

申込先および提出先

子育て支援課・各児童クラブ

添付書類

就業証明書など

※詳細については、入会決定後にお知らせします

お問い合わせ 子育て支援課

☎61-7250

野良猫には絶対に餌を与えないでください

餌を与えると野良猫が集まってき

て、付近の住民が糞尿による異臭などに悩まされ不快感を味わうこととなります。

裁判でも近所の人が野良猫の糞尿被害を訴えているのを知りながら、餌を与え続けた人の行為が違法と判断されていますので、絶対に餌を与えないでください。

お問い合わせ 福祉保健課

☎64-2211

「歩く・聞く・活かす」 町長の炬燵トーク 行っています！

町民の皆さんと気軽に話し合える場を設けて、共に考え共に行動することを目的に、町では「炬燵トーク」を行っています。町内会や団体・グループなど、松本町長と膝を突き合わせて、まちづくりについて熱く語り合ってみませんか？ご希望のかたは、総務課または各支所町民サービス課までご連絡ください。

お問い合わせ 総務課

☎61-1111(内線216)

原動機付自転車などのナンバー交換はお済みですか？

合併に伴い、旧町村で発行しました、原動機付自転車、農耕用車両などのナンバーの交換をお願いいたしますが、交換はお済みでしょうか。またのかたは、税務課または各支所の町民サービス課で早急に交換して

ください。交換は無料です。現在お使いのナンバープレートと、認印をお持ちください。

お問い合わせ 税務課

☎61-1111(内線243)

寒い冬こそ室内で体力づくり！ 高齢者 筋力トレーニング 参加者募集中

実施期間

平成19年1月9日(火)~ 3月29日(木)

☆火曜日と木曜日の週2回実施

時間 午後2時~午後4時

場所 おたつしゃ夢サロン(永平寺町松岡兼定島38)

費用

- ・筋力トレーニング用健康診断受診料 4,830円
- ・健康診断当日払いとなります
- ・トレーニング参加費用
- ・8,400円(1回350円×24回)
- (トレーニング初日一括前払いとなります)

対象

町内在住の60歳以上の男女

定員 先着15名まで

注意 次に該当するかたは参加をご遠慮ください

- ☆59歳以下のかた
- ☆介護認定を受けているかた
- ☆医師から運動の制限をされているかた



しみず あやと 清水綾人くん 2歳 (松岡越坂1)

外で遊んだり、ブロックで遊ぶのが大好きです。毎日たくさん食べて、元気いっぱい過ごしています。

わが家のアイドル

よしだ あつや 吉田敦哉くん 2歳 (松岡木ノ下3)

外遊び、だぁ〜いすき！雨の日もカッパを着て公園へ！！



11月は、「児童虐待防止推進月間」 児童相談所を開設します

児童虐待防止推進月間は、児童虐待の発生予防から早期発見・早期対応、保護支援・アフターケアに至るまでの、切れ目のない総合的な対策が効果的に実施されるため、皆様に児童虐待について理解を深めていただくことを目的としています。

- 町では、推進月間の取り組みの一つとして、子育てに関する悩みや児童虐待に関することなどの相談日を設けました。お気軽にお越しください。また、電話での相談も行います。

日時 11月21日(火) 正午~午後6時

場所 松岡福祉総合センター

電話 61-0111(内線31)

※県(有資格者)が担当します。秘密は守ります。一緒に考えましょう

お問い合わせ 子育て支援課

☎61-7250

まもなく年末ジャンボ宝くじ
発売開始

宝くじの収益金は、乳幼児医療無料化など少子化対策に役立てられています。ぜひ、お近くの宝くじ売り場でご購入ください。

発売期間 11月24日～12月20日
価格 1枚300円
抽せん日 12月31日(日)

「世界エイズデー」にともなう
HIV即日検査の実施について

県福井健康福祉センターでは次のとおりエイズ相談・HIV検査を行います。今回は、検査当日に結果をお伝えします。

日時 12月2日(土)
午前9時～正午(検査結果は午後)

場所 福井健康福祉センター
※予約なし、匿名で受けられます
お問い合わせ
福井健康福祉センター 保健指導課
☎3616810

職場のトラブルでお困りの労働者、事業主の皆様へ

解雇や雇止め、配置転換、賃下げ、セクハラ、いじめなど職場のトラブルで悩んでいませんか？労働局が解決に向けてお手伝いします。お気軽に相談コーナーにお尋ねください。(女性相談員がいます)

相談コーナー

・福井労働局総合労働相談コーナー
☎2213363
・福井総合労働相談コーナー
☎5416167

生涯学習で充実した人生を

福井県立大学ではFPUオープンカレッジ(公開講座)を開講しています。どの講座もどなたでも受講していただけます。興味のあるかたはご参加ください。

○教養・国際関連講座

「万葉集」を読む 11/21・28

会場 福井キャンパス(松岡兼定島) 時間 午後6時30分～午後8時30分

○関西学院大学

福井県立大学連携講座

上方文学の礎「福井・若狭」11/25

会場 国際交流会館 時間 午後1時～午後3時

申込み・お問い合わせ
福井県立大学総務課
☎616000

年金

毎年11月6日から12日までは「年金週間」です。皆様一人ひとりが公的年金制度の意義や役割について考えてみましょう。

次のような3つのリスクは、公的年金でしか対応できません。
①老後を迎えたときの賃金や物価の

水準はどうなっているか予測できません

公的年金は、賃金や物価の状況に応じて変化します

(貯金や民間の保険だけで備えることは困難)

②何歳まで生きるとは予測できません

公的年金は、終身の年金です

③老後を迎える前に障害を負ったり、小さな子どもがいるときに夫に先立たれたときは？

公的年金には、障害年金や遺族年金もあります

年金受給者の皆様、「平成19年分扶養親族等申告書」は期限までに提出しましょう。

老齢・退職を支給事由とする年金は、所得税法上、「雑所得」として所得税がかかります。

年金に係る所得税の計算は、受給者のかたから提出された「扶養親族等申告書」をもとに行いますので、各種控除を受けるためには、この申告書を提出しなければなりません。

なお、提出期限は、申告書用紙に同封の手引きの表紙に記載してありますが、なるべく11月中の提出をお願いします。

平日、お忙しいかたのために、福井社会保険事務所では、年金相談の

時間延長と休日相談を実施しています。お気軽にご利用ください。

毎週月曜日は、午後7時まで延長
11月6日・13日・20日・27日
12月4日・11日・18日・25日
第2土曜日は、平常業務を実施
11月11日 12月9日

お問い合わせ
福井社会保険事務所 ☎2311002

パロマ工業株式会社製ガス瞬間湯沸器による一酸化炭素中毒事故の再発防止について

経済産業省は、パロマ工業株式会社が昭和55年4月から平成元年7月までに製造した半密閉式ガス瞬間湯沸器4機種(PH81F、PH101F、PH102F、PH131F)について、排気ファンの作動不良による一酸化炭素中毒事故が発生したため、平成18年7月14日付で、同社に対し、類似の機種(PH82F、PH132F、PH161F)を含めた計7機種の特検と必要な改修を行うとともに相談窓口を設置することを指示しました。

相談窓口
☎012013141552

福井労働局からのお知らせ

賃金不払残業に関する無料電話相談を実施します。

日時 11月23日(木)
午前9時～午後5時

電話 012017931283

70歳以上のかたの医療サービスが変わりました

70歳以上(老人医療受給者・国保前期高齢者)のかたの医療サービスが医療制度改革に伴い10月1日から次のように変わりました。

負担区分	判定基準	主なサービス	
		医療費の自己負担	高額医療費自己負担限度額 外来(個人) 入院+外来(世帯)
現役並み所得者 ※1	世帯に、70歳以上の国保被保険者で課税所得が145万円以上の人がある。世帯の70歳以上の収入合計が520万円を超える(世帯に70歳以上の人がある場合は383万円)	3割	44,400円 80,100円 ※4
一般 ※1	現役並み所得者、低所得Ⅰ・Ⅱのいずれにもあてはまらない人	1割	12,000円 44,400円
低所得者Ⅱ ※2	世帯主および被保険者が住民税非課税の人	1割	8,000円 24,600円
低所得者Ⅰ ※3	世帯主および被保険者が住民税非課税で、世帯の所得が必要経費・控除を差し引いたときに0円となる人	1割	8,000円 15,000円

※1 70歳以上の国保被保険者および老人保健医療受給者でかつ国保被保険者のうち、1人でも一定の所得(課税所得が145万円)以上の人がある世帯に属する人にあたります。ただし、70歳以上の国保被保険者および老人保健医療受給者でかつ国保被保険者の収入の合計が、520万円(1人の場合は383万円)未満の場合は、申請により一般の所得区分になります

※2 同一世帯の世帯主および国保被保険者が住民税非課税の人(低所得Ⅰ以外の人)にあたります

※3 同一世帯の世帯主および国保被保険者が住民税非課税で、その世帯の判定対象者の各所得が必要経費・控除(年金所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたときに、0円となる人にあたります

※4 医療費が267,000円を超えたときは、超えた分の1%を80,100円に加算します。過去12ヶ月間に高額医療費の支給が4回以上あった場合、4回目以降は44,400円

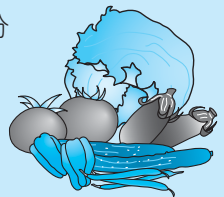
お問い合わせ 住民生活課 ☎61-1111 (内線246)

みんなが主役・食フェスタ

みんなが主役・地産地消研修会

みんなが「地域の農業・農村」、「地元の食文化」を大切にしたい暮らし方を見つめなおすことが「地産地消」の第一歩。一緒に取り組みましょう!

日時: 11月19日(日) 午前10時～午後1時30分
会場: JA吉田郡本所(諏訪岡)
講話: 午前10時～午前11時30分
演題: 「食と農」の連携が「新たな地域産業」を育む
講師: 観光カリスマ 工藤順一氏



山形でさくらんぼオーナー制を全国に売り出したパワーあふれるアイディアマン

講話のあとは・・・

- ・地元郷土料理(葉ずし・から大根・ニンニクかんなど13品)やアジアの食の試食
- ・町内の女性起業の商品紹介
- ・出前永平寺ふるさと市

お問い合わせ 農林課 ☎61-1111 (内線252)
JA吉田郡営農販売課 ☎63-2660
福井農林総合事務所農業経営支援部
☎21-0010 (内線243)

帰山 勲さんに感謝状



このたび、人権擁護委員を退職された帰山勲さんの功績に対し、法務大臣から感謝状が贈られました。昭和62年12月から6期18年にわたり、町民の人権擁護と人権思想の普及および高揚に貢献されました。

税務課からのお知らせ

平成18年もあとふた月となりました。ここで、来年の所得税および住民税の申告に関する情報を簡単にお知らせします。また、農家の皆さんには、収支内訳書の作成をお願いいたします。

税制改正があります

来年の住民税では、一部税制改正があり、以下の要因により税額が平成18年度に比べて増額になります。

- 定率減税の廃止
今年の住民税申告では、定率減税が7.5%に変更され、来年からは全て廃止になります。
- 標準税率が10%に
町民税と県民税を合わせた最低税率の5%が廃止され、町民税6%、県民税4%の合わせて10%に税率が改正されます。
- 65歳以上のかたの均等割が3分の2に
今年は65歳以上のかたの均等割額は、1/3の1,300円でしたが、平成19年度は2/3の2,600円となり、平成20年度には、満額課税の4,000円となります。

「障害者控除対象者認定書」をご用意ください

介護認定を受けているかたは、来年1月になってから福祉保健課で障害者控除対象者認定書の発行を受けてください。その証明書と年金の源泉徴収などをお持ちの上、必ず申告してください。

「所得税がかからないから 住民税の申告はしない」は、大きな誤りです。必ず申告をしてください

昨年の国の税制改正により、住民税の控除額が大きく減額されました。特に、年金所得者のかたに、住民税が課税される場合が、多く見受けられました。

また、その中には、申告をされなかったために、税法に基づく課税となった場合もありました。「所得税がかからないから、以前は申告の必要がなかった」といって、申告をしないと、所得証明の発行などができなくなるだけでなく、介護保険制度や国民健康保険などに大きく影響がありますので、必ず申告をしてください。

(用紙見本)

農業所得の収支内訳書の準備を

農家の皆さんには、そろそろ収支計算の準備をお願いいたします。

・収支内訳書がないと申告ができません

実際に申告をする場合、農業所得の内容がわかる収支内訳書が必要となります。収支内訳書は、1年間を通して(1月から12月まで)の収支を計算していただくため、稲作・転作を問わずに、作成していただくこととなります。

・所得を合算できます

各自で作成された収支内訳書を基に、農業所得を確定することにより、所得を合算することができます。

例えば、給与所得者(サラリーマンのかた)が農業所得も申告する場合、農業所得が赤字になる場合において、その赤字の部分を給与所得と相殺できるようになります。

注) 農業所得を申告されるかたは、既に税務署に届け出をされているかたでなければなりません。変更される場合は、平成20年の申告からとなります。

今から準備を始めてください

確定申告は、自分自身で一年間の所得を計算して申告することになっています。そのためには、収入金額および、必要経費に関するもの、取り引きなどの記録を整理する必要があります。「確定申告は来年だから」「まだまだ時間がある」などと考えていらっしゃるかたも、今から準備を始めてください。

税の申告についてQ&A

Q. 要介護認定を受けていますが、障害者控除は受けられるの？

A. 町では、要介護認定結果が要介護1以上のかたに、『障害者控除対象者認定書』を発行していただきます。

所得税の確定申告および、住民税の申告の際に、この認定書をお持ちいただくと、本人およびその扶養者が、障害者控除または特別障害者控除を受けることができます。

Q. それではどんな場合が認定の対象となるの？

A. 平成18年12月31日現在の要介護度により判断します。ただし、平成18年中に資格喪失されたかたは、その資格喪失時の現況により判断されます。

要介護認定

1～3のかた…普通障害者に準ずる者とする

4・5のかた…特別障害者に準ずる者とする

証明書を発行

証明書を発行

Q. 認定書を申請する方法は？

A. 『障害者控除対象者認定書』は、福祉保健課で発行します。申請手続きは、平成19年1月以降、本庁および各支所の窓口へ備え付けの申請書をご記入ください。後日、認定書を送付いたします。申請時には、申請者の印鑑が必要です。

※この『障害者控除対象者認定書』は障害者認定をするものではありませんので、ご注意ください。
※障害者手帳をお持ちのかたで、障害者の控除または、特別障害者控除を受けることができる場合は必要ありません。

お問い合わせ

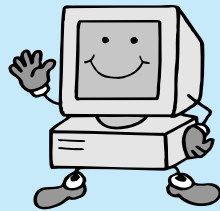
税に関するお問い合わせ

障害者控除対象者認定書に関するお問い合わせ

福祉保健課 ☎64-2211

戸籍事務がコンピュータ化されます

戸籍は生まれてから一生を終えるまでの身分関係(夫婦、親子、兄弟関係など)を公証できる唯一のものです。町では、町民サービスの向上と窓口サービスの充実を図るため、平成19年1月13日からコンピュータ化する予定です。



■とても見やすく ～戸籍証明書の様式など変更～

戸籍に載っている全員の証明である戸籍謄本は、「全部事項証明書」、個人ごとの証明である戸籍抄本は「個人事項証明書」に名称が変わります。

また、新しい戸籍は今までの縦書きの文章形式から横書きで項目ごとの記載になります。(除籍・改製原戸籍の証明については、これまでと変わりません)

■人名文字の確認にご協力～氏名の文字は正字に～

戸籍の記載事項を登録するにあたって使用できる文字は、常用漢字や人名漢字など漢和辞典に正式に登録されている文字、そのほか国民一般に正しいと認められている文字(正字)となっています。そのため、辞書にない文字が現在の戸籍に記載されているかたの場合は、文字を置き換えて登録する予定です。該当するかたには、「氏・名の字体」を確認していただくための文書を12月中旬に郵送しますので、ご理解とご協力をお願いします。

なお、この取り扱いは、戸籍の表記上の取り扱いであるため、印鑑登録などの変更は必要ありません。

■住所・本籍にある「の」の文字がなくなります

住所や本籍の地番号に枝番がある場合の表記について、「の」の文字を記載しないこととなります。

例えば、「永平寺町松岡春日8丁目4番地の1」→「永平寺町松岡春日8丁目4番地1」となります。これは、「の」は町名や地番ではないこと、および土地登記簿の地番表示に「の」記載がないため、統一を図るために行うものです。

なお、地番の変更ではありませんので、運転免許証などの住所変更手続きは必要ありません。

ただし、公的個人認証の電子証明書をお持ちのかたは、住所の枝番の「の」がとれることにより失効しますので別途、該当のかたに通知します。

～ご理解とご協力を～

戸籍事務の電算化への移行には、氏名の文字の取り扱いなど、皆様のご理解とご協力が重要です。新しい事務事業へ、お力添えのほどよろしくお願い申し上げます。

戸籍の電算化に伴う表記上の変更例	
(使用できない文字)	(使用できる正字等)
伊	伊
善	善
真	眞
藤	藤
原	原
邊	邊
嶋	嶋
静	静(靜)

お問い合わせ 住民生活課 戸籍係 ☎61-1111 (内線246)

「上志比の里 栗住波」宅地分譲 販売開始

歴史と伝統・文化、自然環境に恵まれた「新永平寺町」が誕生し、「元気な子どもたちの声が弾けるまち」「若い世代が住みたくなるまち」を目指し、新しいまちづくりを進めております。

この「上志比の里 栗住波」は緑に囲まれた地域で、近くに幼稚園、小学校、中学校があり、図書館など公共施設も完備し、安心して生活できる環境にあります。

清流九頭竜川と緑豊かな自然環境に囲まれた「上志比の里 栗住波」には是非お越しくださいますようお待ちしております。

- ・総区画：宅地分譲16区画
- ・全体面積：5,575㎡
- ・分譲面積：4,845㎡
- ・下水道引込負担金別途必要
- ・水道メーター加入金、φ13mm 31,500円、φ20mm 84,000円別途必要
- ・この国ケーブルTV加入金3万円、工事金実費約6万円別途必要
- ・建築条件：5年以内に居住すること
- ・特典あり



上下水道
完成
この国
ケーブル
TV受信

No.	面積	坪単価	分譲価格	No.	面積	坪単価	分譲価格
1	106.63坪	56,000円	5,971,020円	9	95.10坪	83,000円	7,893,559円
2	104.78坪	86,000円	9,011,089円	10	84.74坪	77,000円	6,524,938円
3	94.46坪	56,000円	5,289,861円	11	84.84坪	83,000円	7,041,660円
4	94.96坪	72,000円	6,837,188円	12	84.64坪	83,000円	7,025,340円
5	94.90坪	72,000円	6,832,614円	13	84.77坪	85,000円	7,205,682円
6	94.95坪	77,000円	7,311,294円	14	83.34坪	77,000円	6,417,559円
7	94.93坪	77,000円	7,309,896円	15	84.96坪	83,000円	7,051,452円
8	95.05坪	76,000円	7,224,158円	16	82.52坪	86,000円	7,096,382円

申込み・お問い合わせ 建設課 ☎61-1111 (内線231) (販売代理) ホームタウン開発 ☎33-1559

あなたといっしょに考えましょう ～女と男のステキな関係～

参加自由
一時保育あります(ご希望のかたは、会場でお申込みください)

講演講師 **広瀬 久美子氏**
(元NHKアナウンサー)
開催日時 **11月26日(日)**
午後1時30分～午後4時
会場 **緑の村ふれあいセンター**
多目的ホール



新しいまち・男女・絆への出発
男女共同参画推進大会

皆様是非
ご参加ください!

日程
午後1時～ 受付
午後1時30分～ あいさつ
午後1時40分～ 中学生の想い(表彰・発表)
午後2時～ 寸劇(さんさんdeねっと!)
午後2時30分～ 講演(広瀬久美子氏)

お問い合わせ 住民生活課 男女共同参画室 ☎61-1111(内線246)



住宅用火災警報器を設置しましょう!

住宅火災による死者を減少させるために、平成20年6月1日までに、町内の既存住宅すべてに、住宅用火災警報器を設置しなければなりません。基本的には、寝室と寝室が2階等の場合階段にも設置が必要です。設置したら15日以内に指定の届出書により、消防への届出が必要です。また、購入する時は日本消防検定協会の『NSマーク』のついたものを選びましょう。

消火器・住宅用火災警報器の不適切取引等による高額請求にご用心

消火器の不適切取引や不適切点検に関するトラブル(高額請求・返却拒否・支払強要)が全国・県内でも数多く報告されており、法改正に便乗した住宅用火災警報器の不適切取引が予想されますので、ご注意ください。

火災・救急・救助は119へ

お問い合わせ 永平寺町消防署 ☎61-0179

秋の火災予防運動(11月9日～11月15日)

「消さないで あなたの心の 注意の火。」

今年も秋の火災予防運動が全国一斉に実施されます。この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるにあたり、火災予防思想の一層の普及を図り、火災を防止し、火災による死者を大幅に減少させ、財産の損失を防ぐことを目的としています。次の「住宅防火 いのちを守る 7つのポイント」をもう一度再確認しましょう。

★住宅防火 いのちを守る 7つのポイント★ - 3つの習慣・4つの対策 -

【3つの習慣】

- 寝たばこは、絶対やめる。
- ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

【4つの対策】

- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- 寝具、衣類およびカーテンからの火災を防ぐために、防炎品を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器などを設置する。
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

消防

指名手配者の発見にご協力を



警察では、全国警察の総力を挙げて指名手配者の早期検挙に取り組んでいるところです。この手配者の発見には、町民の皆様のご協力が是非とも必要です。

手配者は、あなたの近くに偽名などを使い密かに潜伏していたり、働いているかもしれません。

「不審だな？」と思ったらどんな些細なことでも結構ですので、警察にご連絡ください。

オウム真理教特別手配被疑者



お問い合わせ 永平寺警察署 ☎61-0110

被害相談窓口をご存知ですか?

警察は各種の被害相談窓口を設け、犯罪による被害のご相談に応じています。困っていること、不安なこと、手助けの必要など、何でも気軽にご相談ください。



警察の相談窓口

- 警察安全相談電話 ☎26-9110
- レディーステレホン(女性被害相談電話) ☎0120-292-170 ☎29-2110
- ヤングテレホン ☎0120-783-214 ☎24-4970
- 悪徳商法110番 ☎24-4194

警察